**うきは市空き家バンク留意事項承諾書**（売却・賃貸希望者向け）

　うきは市空き家バンクへの物件情報の登録にあたりましては、いくつかの注意・制限事項がございます。下記の内容について、十分理解され、同意いただきました上でご利用おねがいします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 注意・制限事項 | チェック |
| 空き家バンク制度のシステムについて | うきは市空き家バンクは、現在利用していない市内の戸建て住宅、併用住宅、その付属物（倉庫等）及び敷地のうち、審査を通過した適正な物件について空き家バンクに登録し、入居希望者に対して紹介する制度です。 | □ |
| うきは市空き家バンクへの物件情報の登録は賃貸借や売却を約束するものではありません。 | □ |
| 物件情報の登録について | 物件情報の登録にあたって、物件情報や所有者情報等の適正確認のため、市長が任命した職員及び市内認定事業者が調査を実施します。 | □ |
| 物件の調査・査定時には所有者又は所有者から委託を受けた方の立会いが必要です（調査の日程は後日調整します）。 | □ |
| 暴力団等反社会的勢力は空き家バンクを利用できません。(警察に照会します) | □ |
| 有効期限内の専任媒介契約を締結されている場合、有効期限が終了するまで物件情報の登録はできません。 | □ |
| 調査・査定の結果、空き家バンクへの物件情報の登録基準に満たないと判断された場合、登録をお断りすることがあります。 | □ |
| 査定の結果、報告を受けた金額をもとに、担当認定業者と交渉していただき、空き家バンクへの物件登録を進めます。 | □ |
| 空き家バンクへの物件情報登録が完了したときは、完了通知書を送付いたします。 | □ |
| 空き家バンクへの物件情報の登録期間は最長２年間とします。また、登録期間中はうきは市の指定する認定業者と専属専任媒介契約を締結していただきます。 | □ |
| 申込書等に虚偽・錯誤により事実と異なる報告があったとき等、登録が適当でないと認められたときは、登録を削除します。 | □ |
| 登録物件の賃貸・売却に係る仲介業務および仲介手数料について | 物件の賃貸・売却に関する交渉や契約等に関しての仲介業務は媒介契約を締結した認定業者が行います。仲介手数料は担当認定事業者にお支払いください。（仲介手数料は、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第１項の規定に基づく範囲となります。） | □ |
| 個人情報の取扱い | うきは市個人情報保護条例（平成17年条例第199号）の趣旨に基づき、個人情報の取り扱いについては、この事業の目的以外に利用しません。 | □ |
| 項目 | 注意・制限事項 | チェック |
| 物件情報の公開について | 空き家バンクに登録された物件情報のうち、次の事項は市役所窓口及びホームページ等により、一般に公開されます。 | □ |
| (1)売却又は賃貸の別　　　　　　　(2)売買価格／賃料(3)大字までの所在地・行政区(4)構造・間取り・面積(5)築年数(6)庭・家庭菜園の有無 | (7)駐車場の有無(8)外観・居室・水まわりの写真(9)空き家となった時期／空き家となる時期(10)その他物件の概要 |
| 物件の購入者・賃借人決定後について | 空き家バンク登録後、物件の購入または賃貸の成約が完了した場合、成約完了の報告として、担当不動産業者からうきは市役所へ、買主もしくは借主の情報を記載した「うきは市空き家バンク登録物件成約通知」が提出されます。 | □ |
| うきは市の責任範囲 | うきは市は、物件の賃貸・売却に関する交渉や契約等に関しての仲介行為およびこれらに係る苦情・紛争等については一切これに関与しません。 | □ |
| うきは市は、入居希望者、情報登録者、情報利用者、認定事業者及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、登録物件の瑕疵によって生じた損害又はうきは市において予見できなかった事由によって生じた損害については、その責を負いません。また、その他の損害については、法令の規定に従い処理します。 | □ |

以上の留意事項について説明をうけ、その内容について承諾いたしました。

　　　　年　　月　　日

　　　売却・賃貸希望者（申込者）（住所）

　　　　　 （氏名）

**【本人確認書類】**下記のいずれか１点を確認し、コピーを取る

|  |  |
| --- | --- |
| □運転免許証 | □健康保険証 |
| □住民基本台帳カード（顔写真があるもの） |
| □外国人登録証明書　または　在留カード |
| □その他官公庁から発給・発行された書類 |

**【現在の相続登記の状況について】**

|  |
| --- |
| □相続登記済み　□未相続登記 |
| 相続 | □協議中　□今後協議予定（相続人の人数について　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） |
| 登記 | □協議中　□今後協議予定（□登記をする必要あり　□登記を抹消する必要あり） |